

じちろう セツ共済

「継続・新規加入」一斉募集開始へ!

きめ細かな保障で家計にやさしい掛金 新社会人の生活も応援!

年に1度の募集です

今年も5月21日から「じちろうセツ共済」(団体生命共済)の継続・新規加入にむけた募集が一斉に始まります。組合員の皆さんには職場オルグや学習会を通じて、また、機関紙やパンフレット等を参考に新規申し込み・型上げ等について検討をお願いします。じちろうのセツ共済は、助け合いの精神をもとに、皆さんの声に耳を傾けながら、制度の充実に努めていきます。

火災共済

「住まいる共済」 に生まれ変わりました

じちろう共済は設立以来、営利を目的とせず、生活水準の向上をめざした運動の一つとして、組合員一人ひとりが運営の担い手となり、「団体生命共済」や「マイカー共済」など組合員とその家族の生活と財産を守る共済制度として、広く皆さんにご利用いただいています。

アベノミクスによる経済的恩恵はなく、消費増税などでただただ可処分所得が減少しているというのが実感ではないでしょうか。このような時だからこそ、「じちろう共済」への加入・拡大をお勧めします。「団体生命共済」の他にも「住まいる共済」(火災共済・自然災害共済)、退職後に

備えての「長期共済」、お子さまの将来に備えて「親子共済」など幅広い共済制度を用意しています。特に今回は、これまでの火災共済が「住まいる共済」として新しく生まれ変わり、さらに充実した保障内容となっております。その一つは、現行の「木造」「耐火構造」の2区分から「木造構造」「鉄骨・耐火構造」「マンション構造」の3区分に変更され、保障限度額をアップしました。(すでに火災共済にご加入の皆さんには、別途、建物構造の確認をさせていただきます。)

「被災3県で働く女性の集い」開催 講演会やランチ・グループ討論で交流(仙台市)

東日本大震災と福島原発事故から4年余りが経過したが、「慢性的な人員不足や被災地復興に取り組む中で身体も心も疲れていませんか?」と題して「被災3県で働く女性の集い」が5月9日、仙台市の「仙台プラザ」において開催された。

集いには岩手、宮城、福島の各県本部と自治労本部からあわせて128人が参加。辛淑玉(しんすく)さんの講演会やランチ、グループ討論などで交流を深めた。県職労から参加の5人の方からは次のような感想が寄せられた。

寄せられた感想

■**支え合いが必要**
私にとって特に有意義だったのは、グループ討論です。業務内容が似通った人たちで集まり、日頃困っていることや女性の目線で感じていることを話し合いました。直接的な震災被害を受けた地域では、今も多忙でストレスを感じながら勤

務している方がいます。また、忙しさはひと段落ついたら、休む」「自分を大切に出来ない人は、他の人も大切に出来ない」などの言葉が心に響きました。男性が聞いたら耳の痛い話でもありますが、皆が共感した笑いのある楽しい講演でした。分散会でも、共通する悩みを和やかに話することが出来て、解決のヒントや励まされる事があって、とても有意義でした。(県庁支部 小野寺久美子)

■**辛さんの講演に目が覚めた**
今回は、客観的に働きやすさについて見直したいと思ひ、参加した。大変有意義な時間を過ごすことができました。(本部 中川理恵)

■**笑いの中にも共感**
辛淑玉さんのお話では、「どんな事があっても仕事を辞めない」「しんどかったら、休む」「自分を大切に出来ない人は、他の人も大切に出来ない」などの言葉が心に響きました。男性が聞いたら耳の痛い話でもありますが、皆が共感した笑いのある楽しい講演でした。分散会でも、共通する悩みを和やかに話することが出来て、解決のヒントや励まされる事があって、とても有意義でした。(県庁支部 小野寺久美子)

■**自分を犠牲にしないで**
辛さんの講演では、「嫌がらせを受けているのに、される側はつきり嫌だと言えないことの問題」について考えさせられた。自分を犠牲にしてみんなが辛い状況を乗り切っていること、弱いものが生きていけない社会がつくり上げられていることに気づかされた。人員不足の中で働き続けている県の職場にも当てはまると思った。業務量が多くて辛くて悩んでいる人にこそ聞いてほしい内容だった。(本部 中川理恵)

申し込み締切日と申込日

申し込み締切日 6月15日(金)
現契約のまま更新される場合でも、申し込み書の提出をお願いします。申し込み締切日と申込日は違います。申し込み締切日は6月15日(金)、申込日は、加入する方が申込書を記入する日です。この日が「健康告知」(新規に加入する方、保障額を増額する方の健康状態を申告していただく日)の基準日となります。新規に加入する方、または保障額を増額する方は申込書の「申込記入日」を必ずご記入ください。

契約期間

2015年10月1日から
2016年9月末日までの1年間
以降、1年ごとに共済契約を更新し、在職中の組合員であるかぎり満65歳まで継続することができます。

契約いただける方

団体生命共済契約者となることのできる方は、組合員本人です。

加入いただける方

- 以下のすべての要件を満たす方
- 組合員本人は...**
 - 出資金をお支払いいただいている方
 - 県職労の組合員
 - 発効日現在、満51歳未満の方
 - 配偶者は...**
 - 団体生命共済に加入している組合員の配偶者(内縁の妻を含む)
 - 発効日現在51歳未満の方
*満65歳まで継続いただけますが、満51以上の新規加入や保障額の増額はできません。
 - 子どもは...**
 - 団体生命共済に加入している組合員の子ども。
 - ①発効日(10月1日)現在の年齢が満25歳未満、かつ②未婚、かつ③組合員またはその配偶者と生活を共にする子ども。

詳しくは、後日配布されるパンフレット等をご確認ください。
お問い合わせは各支部書記局まで



①被災3県に働く女性の集い全体集会
②県職労の参加者、右から薄衣さん、佐藤さん、小野寺さん、岡部さん、中川さん
③講演する辛淑玉さん